

議第3号

檀原市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正について

檀原市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年3月5日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例

檀原市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例（平成23年檀原市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「890円以上2,500円以下」を「990円以上3,000円以下」に改める。

別表第2を次のように改める。

職種	月額（円）
保育士（A）、幼稚園教諭（A）等	214,900
保育士（B）、幼稚園教諭（B）等	206,300
社会福祉士等	199,800
管理栄養士等	198,500
発掘技師等	191,100
技能員等	179,200
給食調理員等	165,700
用務員等	151,500
公の施設の長その他の規則で定める職員	380,000円を限度として、職務の内容に応じ、任命権者が定める額
上記以外の職種	保育士（A）及び幼稚園教諭（A）の額を限度として、職務の内容に応じ、任命権者が定める額

別表第4中「800円」を「900円」に改める。

附 則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

理由 人事院勧告、県内の最低賃金の引上げ等を踏まえ、当市における人材確保を図るため、一般職非常勤職員及び臨時職員の報酬及び賃金について増額改定を行うもの

議第4号

檀原市の一般職の職員の給与に関する条例及び檀原市一般職の任期付職員の
採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

檀原市の一般職の職員の給与に関する条例及び檀原市一般職の任期付職員の採用及び給
与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年3月5日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市の一般職の職員の給与に関する条例及び檀原市一般職の任期付職員の
採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(檀原市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 檀原市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年檀原市条例第29号）の
一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間における給料月額に関する
特例措置）

23 この条例の規定の適用を受ける職員の平成30年4月1日から平成32年3月
31日までの間における給料の月額は、第3条、第4条及び第4条の2の規定にか
かわらず、これらの規定に定める額から、その額に次の各号に掲げる職務の級の区
分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じ
たときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、この条例に規定する
手当の額及び第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額（第9条の規定を適用
する場合における勤務1時間当たりの給与額を除く。）の算出の基礎となる給料の月
額並びに檀原市の一般職の職員の退職手当に関する条例第2条の4に規定する退職
手当の基本額の算出の基礎となる給料の月額は、この限りでない。

(1) 6級 100分の3

(2) 7級 100分の4

(3) 8級 100分の5

(檀原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 檀原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成20年檀原
市条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１条を加える。

（平成３０年４月１日から平成３２年３月３１日までの間における給料月額に関する特例措置）

第６条 特定任期付職員の平成３０年４月１日から平成３２年３月３１日までの間における給料月額は、第７条第１項及び第２項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額から、その額に次の各号に掲げる号給の区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第７条第３項に規定する特定任期付職員業績手当及び給与条例に規定する手当の額の算出の基礎となる給料月額並びに橿原市の一般職の職員の退職手当に関する条例第２条の４に規定する退職手当の基本額の算出の基礎となる給料月額は、この限りでない。

- （１）１号給 １００分の３
- （２）２号給及び３号給 １００分の４
- （３）４号給から８号給まで １００分の５

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 国家公務員の給与水準及び本市の厳しい財政状況を踏まえ、平成３０年４月から平成３２年３月までの間、管理職の職員に支給する給料月額を暫定的に減額する措置を講ずるもの

議第5号

檀原市まちなみ交流センター条例の一部改正について

檀原市まちなみ交流センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年3月5日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市まちなみ交流センター条例の一部を改正する条例

檀原市まちなみ交流センター条例（平成6年檀原市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

今井まちや館	檀原市今井町3丁目1番22号
--------	----------------

」

を

「

今井まちや館	檀原市今井町3丁目1番22号
今井まちや館別館	檀原市今井町3丁目1番23号

」

に改める。

第4条及び第6条中「別表」を「別表第1又は別表第2」に改める。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第6条関係）

施設	1時間につき
今井まちや館別館	300円

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（準備行為）

第2条 今井まちや館別館を使用するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

理由 まちなみ交流センターとして、新たに今井まちや館別館を設置するため、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、所要の改正を行うもの

議第6号

橿原市国民健康保険税条例の一部改正について

橿原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年3月5日提出

橿原市長 森下 豊

橿原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

橿原市国民健康保険税条例（昭和31年橿原市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- （1）基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- （2）後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- （3）国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項本文中「基礎課税額」の前に「前項第1号の」を加え、同条第3項本文

中「後期高齢者支援金等課税額」の前に「第1項第2号の」を加え、同条第4項本文中「介護納付金課税額」の前に「第1項第3号の」を加え、「規定する」の後に「第2号」を加える。

第4条第1号中「9.0」を「8.5」に改め、同条第2号中「18,500円」を「21,100円」に改め、同条第3号ア中「(昭和33年法律第192号)」を削り、「22,800円」を「21,800円」に改め、同号イ中「11,400円」を「10,900円」に改め、同号ウ中「17,100円」を「16,350円」に改める。

第6条第1号中「2.0」を「2.5」に改め、同条第2号中「6,500円」を「8,100円」に改め、同条第3号ア中「5,000円」を「6,200円」に改め、同号イ中「2,500円」を「3,100円」に改め、同号ウ中「3,750円」を「4,650円」に改める。

第8条第1号中「2.3」を「2.7」に改め、同条第2号中「12,500円」を「15,000円」に改める。

第20条第1号ア中「12,950円」を「14,770円」に改め、同号イ(ア)中「15,960円」を「15,260円」に改め、同号イ(イ)中「7,980円」を「7,630円」に改め、同号イ(ウ)中「11,970円」を「11,445円」に改め、同号ウ中「4,550円」を「5,670円」に改め、同号エ(ア)中「3,500円」を「4,340円」に改め、同号エ(イ)中「1,750円」を「2,170円」に改め、同号エ(ウ)中「2,625円」を「3,255円」に改め、同号オ中「8,750円」を「10,500円」に改め、同条第2号ア中「9,250円」を「10,550円」に改め、同号イ(ア)中「11,400円」を「10,900円」に改め、同号イ(イ)中「5,700円」を「5,450円」に改め、同号イ(ウ)中「8,550円」を「8,175円」に改め、同号ウ中「3,250円」を「4,050円」に改め、同号エ(ア)中「2,500円」を「3,100円」に改め、同号エ(イ)中「1,250円」を「1,550円」に改め、同号エ(ウ)中「1,875円」を「2,325円」に改め、同号オ中「6,250円」を「7,500円」に改め、同条第3号ア中「3,700円」を「4,220円」に改め、同号イ(ア)中「4,560円」を「4,360円」に改め、同号イ(イ)中「2,280円」を「2,180円」に改め、同号イ(ウ)中「3,420円」を「3,270円」に改め、同号ウ中「1,300円」を「1,620円」に改め、同号エ(ア)中「1,000円」を「1,

240円」に改め、同号エ（イ）中「500円」を「620円」に改め、同号エ（ウ）中「750円」を「930円」に改め、同号オ中「2,500円」を「3,000円」に改める。

第21条の2第2項中「証明する書類」の後に「の提示を求められた場合においては、これ」を加える。

第23条第2項中「納期限までに」を削り、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定による申請書は、納期限までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認める場合においては、この限りではない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の檜原市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

理由 国民健康保険法等の一部改正により、国民健康保険制度の県単位化等の見直しが行われるため、及び減免手続の見直しを行うため、所要の改正を行うもの

議第7号

檀原市保健福祉センター条例の一部改正について

檀原市保健福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年3月5日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市保健福祉センター条例の一部を改正する条例

檀原市保健福祉センター条例（平成15年檀原市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第25項」を「第27項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

理由 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、
所要の改正を行うもの

議第8号

橿原市犯罪被害者等支援条例の制定について

橿原市犯罪被害者等支援条例を次のように定める。

平成30年3月5日提出

橿原市長 森下 豊

橿原市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の被害の早期回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在している者及び市内において事業活動を行っているものをいう。
- (4) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。
- (5) 関係機関等 国、奈良県その他の関係機関、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。
- (2) 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられること。

- (3) 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるまでの間、当該犯罪被害者等の立場に立って適切かつきめ細やかで途切れることなく提供されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する各種施策を総合的に推進するものとする。

- 2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、関係機関等と相互に連携を図るものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、第3条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

- 2 市は、前項に定める支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第7条 市は、犯罪被害者等に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める見舞金を支給するものとする。

(1) 遺族見舞金 300,000円

(2) 傷害見舞金 100,000円

- 2 前項の規定による見舞金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(居住の安定)

第8条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第9条 市は、犯罪被害者等の支援について、市民等の理解を深めるための広報及び啓発に努めるものとする。

(民間支援団体への支援)

第10条 市は、民間支援団体が、犯罪被害者等への支援を円滑に実施することができるよう必要な支援を行うものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用)

2 第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に行われた犯罪等による被害について適用する。

理由 犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等を支援するための施策を総合的に推進していくため、当該施策の基本となる事項を定める条例を制定するもの

議第9号

橿原市手話言語条例の制定について

橿原市手話言語条例を次のように定める。

平成30年3月5日提出

橿原市長 森下 豊

橿原市手話言語条例

手話は、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する日本語と異なる文法体系をもつ独自の言語であり、ろう者が情報を取得し、及び意思疎通を行うために使用されていますが、長い間、言語として認識されてきませんでした。

こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられたため、手話に対する理解を深め、手話を使用しやすい環境を整備していくことが求められています。

このような状況を踏まえ、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解と広がりをもって地域で支え合い、手話を使って安心して暮らすことができる橿原市を目指し、この条例を制定するものです。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及等に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、全ての市民が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 手話の普及等 手話の理解及び普及並びに地域における手話を使用した社会参加しやすい環境の整備を図ることをいう。
- (2) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学している者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行っているものをいう。

(基本理念)

第3条 手話の普及等は、ろう者の手話による意思疎通を円滑に行う権利を尊重することを旨として行うものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、ろう者が自立した日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるようなものの除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及等に関する施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、第3条の基本理念にのっとり、地域社会で共に暮らす一員として手話への理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

2 ろう者は、第3条の基本理念にのっとり、市が推進する施策に協力するとともに、手話への理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、第3条の基本理念にのっとり、ろう者が利用しやすいサービスを提供するとともに、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 手話及びろう者に対する理解並びに手話の普及を図るための施策

(2) 手話による情報を取得しやすい環境及び手話を使いやすい環境の整備等ろう者の社会参加の機会の拡大を図るための施策

(3) 手話通訳者の配置等手話による意思疎通支援のための施策

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、前項に規定する施策について、障がい福祉に関する市の計画と調和を保ちながら推進するものとする。

3 市は、第1項に規定する施策の推進状況の確認及び見直しを行うため、ろう者、手話通訳者その他関係者との協議の場を設けるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第8条 市は、手話に関する施策を積極的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

理由 障害者基本法に手話が言語として位置付けられたことを踏まえ、手話の普及、手話を使用しやすい環境の整備等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、その基本となる事項を定める条例を制定するもの

議第10号

檀原市国民健康保険条例の一部改正について

檀原市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年3月5日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

檀原市国民健康保険条例（昭和34年檀原市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1章の章名を次のように改める。

第1章 檀原市が行う国民健康保険の事務

第1条の見出しを「（檀原市が行う国民健康保険の事務）」に改め、同条中「本市が行う国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 檀原市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

第2条に見出しとして「（檀原市国民健康保険運営協議会の委員の定数）」を付す。

第5条第1項中「420,000円」を「404,000円」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、これに16,000円を加算するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の檀原市国民健康保険条例第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

理由 国民健康保険法等の一部改正により、国民健康保険制度の県単位化等の見直しが行われるため、所要の改正を行うもの

議第11号

橿原市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

橿原市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年3月5日提出

橿原市長 森下 豊

橿原市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

橿原市後期高齢者医療に関する条例（平成20年橿原市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「特定住所変更（同号に規定する特定住所変更をいう。）に係る継続入院等（同号に規定する継続入院等をいう。）」を「法第55条第2項第2号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等」に改め、同条に次の1号を加える。

- （5）法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつたもの

附則第3条を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

理由 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、国民健康保険被保険者の住所地特例について、年齢到達等による後期高齢者医療制度への移行後も継続して適用させるため、所要の改正を行うもの

議第12号

橿原市介護保険条例の一部改正について

橿原市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年3月5日提出

橿原市長 森下 豊

橿原市介護保険条例の一部を改正する条例

橿原市介護保険条例（平成12年橿原市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第1号中「28, 666円」を「27, 133円」に改め、同項第2号中「34, 399円」を「32, 559円」に改め、同項第3号中「42, 998円」を「40, 699円」に改め、同項第4号中「48, 731円」を「46, 125円」に改め、同項第5号中「57, 331円」を「54, 265円」に改め、同項第6号中「68, 797円」を「65, 118円」に改め、同号ア中「（以下「合計所得金額」という。）」の次に「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）」を加え、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第7号中「74, 530円」を「70, 545円」に改め、同号ア中「190万円」を「200万円」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第8号中「85, 997円」を「81, 398円」に改め、同号ア中「190万円以上290万円未満」を「200万円以上300万円未満」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第9号中「97, 463円」を「92, 251円」に改め、同号ア中「290万円以上500万円未満」を「300万円以上400万円未満」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第10号中「103, 196円」を「94, 964円」に改め、同号ア中「500万円以上1, 000万円未満」を「400万円以上600万円未満」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ又は第12号イ」を加え、同項第11号中「108, 929円」を「111, 243円」

に改め、同号を同項第13号とし、同項第10号の次に次の2号を加える。

(11) 次のいずれかに該当する者 100, 390円

ア 合計所得金額が600万円以上800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 105, 817円

ア 合計所得金額が800万円以上1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第3条第2項中「25, 799円」を「24, 419円」に改める。

第9条第1項に次の1号を加える。

(5) 第1号被保険者が法第63条に規定する保険給付の制限を受ける施設に拘禁されたこと。

第10条第3項中「、普通徴収の方法により保険料が徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日前までに」を削る。

同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

4 前項の規定による申請書は、普通徴収の方法により保険料が徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日前までに、市長に提出しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認める場合においては、この限りではない。

第15条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附則第2条中「（昭和32年法律第26号）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の檀原市介護保険条例第3条、第9条及び第10条の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

理由 介護保険法及び同法施行令の規定により、平成30年度から平成32年度までの第1号被保険者の保険料率の算定に係る所得段階区分を細分化するとともに、保険料額を改定する等の改正を行うもの

議第13号

橿原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
等を定める条例等の一部改正について

橿原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年3月5日提出

橿原市長 森下 豊

橿原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
等を定める条例等の一部を改正する条例

(橿原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定め
る条例の一部改正)

第1条 橿原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を
定める条例（平成24年橿原市条例第34号）の一部を次のように改正する。

目次中

「 第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する
基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第59条の21・第59条の22）

第2款 人員に関する基準（第59条の23・第59条の24）

第3款 設備に関する基準（第59条の25・第59条の26）

第4款 運営に関する基準（第59条の27～第59条の38） 」

を

「 第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準（第59条の20の2・第59
条の20の3）

第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する
基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第59条の21・第59条の22）

第2款 人員に関する基準（第59条の23・第59条の24）

第3款 設備に関する基準（第59条の25・第59条の26）

第4款 運営に関する基準（第59条の27～第59条の38） 」

に改める。

第1条中「運営に関する基準」の次に「及び共生型地域密着型サービスの事業に係る法第78条の2の2第1項第1号の従業者に関する基準及び員数並びに同条第1項第2号の設備及び運営に関する基準」を加える。

第6条第2項ただし書中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として市長が定めるものにあつては、3年以上）」に改め、同条第5項中「、午後6時から午前8時までの間において」を削り、同項に次の1号を加える。

(12) 介護医療院

第6条第7項及び第8項中「午後6時から午前8時までの間は、」を削り、同条第12項中「第10項」を「第14項」に改める。

第32条第3項中「午後6時から午前8時までの間に行われる」を削る。

第39条第1項中「3月」を「6月」に改め、同条第4項中「場合には」の次に「、正当な理由がある場合を除き」を加え、「行うよう努めなければならない。」を「行わなければならない。」に改める。

第47条第3項ただし書中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として市長が定めるものにあつては、3年以上）」に改める。

第3章の2第5節の節名を削る。

第59条の20の次に次の1節及び節名を加える。

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準

(共生型地域密着型通所介護の基準)

第59条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15

号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けて

いること。

(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項及び前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号及び第59条の10第5項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第59条の25中「9人」を「18人」に改める。

第59条の27第1項中「運営規程」を「重要事項に関する規程」に改める。

第59条の37第2項第5号中「第38条の」を「第38条」に改める。

第59条の38中「第34条中」の次に「「運営規程」とあるのは「第59条の34に規定する重要事項の規程」と、」を加える。

第61条第1項中「保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第65条第1項中「福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を加え、「する。」を「し、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする。」に改め、同条第2項中「第82条第7項」の次に「及び第191条第8項」を加える。

第71条第1項中「及び次条」を削る。

第82条第1項中「事業所及び」を「事業所並びに」に、「の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。」を「及び第191条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。」に改め、同条第6項の表中「又は指定」を「、指定」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加え、同条第7項中「以下」を「以下この章において」に改める。

第83条第3項中「施設」の次に「、介護医療院」を加え、「第192条第2項」を「第192条第3項」に改める。

第84条中「施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第103条第3項中「保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第111条第2項及び第112条中「施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第117条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

（2）身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

（3）介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第125条第3項中「保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第130条第4項中「のうち1人以上及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改め、同項ただし書中「保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第7項第1号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 介護医療院 介護支援専門員

第138条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第151条第3項ただし書中「この条」を「この項」に、「」及び「」を「」に、「厚生労働省令」を「厚生省令」に改め、「第39号」の次に「。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。」を加え、「」を併設する場合」を「以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）」に、「施設及び」を「施設に」に、「施設を併設する場合」を「施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」に改め、同条第4項中「保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第8項第2号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第153条中「保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第157条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第165条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第168条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第182条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第186条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第191条第1項中「看護小規模多機能型居宅介護（）」を「指定看護小規模多機能型居宅介護（第82条第7項に規定する）」に、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小

規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第 8 2 条第 7 項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第 6 項中「介護（）」の次に「第 8 2 条第 7 項に規定する」を加え、「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第 8 項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第 7 項に次の 1 号を加える。

（5）介護医療院

第 1 9 1 条中第 1 0 項を第 1 4 項とし、第 9 項を第 1 2 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

1 3 第 1 1 項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の市長が定める研修を修了している者（第 1 9 9 条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

第 1 9 1 条第 8 項ただし書中「前項」を「第 7 項」に改め、同項を同条第 1 1 項とし、同条第 7 項の次に次の 3 項を加える。

8 第 1 項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について 3 年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、当該指定看護小規模多機能型居

宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。

第192条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「施設」の次に「、介護医療院」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

第193条中「施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第194条第1項中「29人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）」を加え、同条第2項第1号の表以外の部分中「利用定員」の次に「、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人」を加え、同項第2号中「9人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）」を加える。

第195条第2項第2号に次のように加える。

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

第199条第1項中「専門員」の次に「（第191条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。）」を加える。

第202条中「等の活動状況」との次に「、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と」を加える。

附則第4条中「第171条第9項」を「第171条第12項」に、「第172条第2項」を「第172条第3項」に、「第191条第9項」を「第191条第12項」に、「第192条第2項」を「第192条第3項」に改める。

附則第5条から第7条までの規定中「30年」を「36年」に改める。

附則に次の2条を加える。

第8条 第130条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

- （1）機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
- （2）生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当数

第9条 第132条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人

保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

(樫原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 樫原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年樫原市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所をいう。以下この項において同じ。）」を「介護医療院、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この項において同じ。）に併設されていない事業所」に改める。

第9条第1項中「福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を加え、「する。」を「し、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする。」に改める。

第16条中「第18項」を「第16項」に改める。

第44条第6項の表中「又は指定」を「、指定」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加える。

第45条第3項及び第46条中「施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第60条第3項中「保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第72条第2項及び第73条中「施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第78条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催す

るとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第83条第3項中「保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

(樫原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 樫原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年樫原市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第6条第2項中「である」を「であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第30条第2項第2号エ中「第15号」を「第16号」に改め、同号オ中「第16号」を「第17号」に改める。

第32条第1項第9号中「ために」の次に「、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」を加え、同項中第28号を第30号とし、第22号から第27号までを2号ずつ繰り下げ、同項第21号中「以下」を「次号及び第24号において」に改め、

同号を同項第２２号とし、同号の次に次の１号を加える。

（２３）前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

第３２条第１項中第２０号を第２１号とし、第１５号から第１９号までを１号ずつ繰り下げ、第１４号の次に次の１号を加える。

（１５）担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

第３２条第２項中「第１６号」を「第１７号」に改める。

附 則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

理由 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う介護保険法の一部改正により、指定地域密着型サービスの事業等に係る基準について、所要の改正を行うもの

議第14号

橿原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

橿原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を次のように定める。

平成30年3月5日提出

橿原市長 森下 豊

橿原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

目次

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 指定居宅介護支援の事業の基本方針（第4条）

第3章 指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準（第5条・第6条）

第4章 指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準（第7条～第32条）

第5章 基準該当居宅介護支援の事業に関する基準（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）指定居宅介護支援 法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。
- （2）指定居宅介護支援事業者 法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。
- （3）指定居宅サービス等 法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。
- （4）指定介護予防支援事業者 法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者

をいう。

(5) 居宅介護サービス計画費 法第46条第2項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。

(6) 利用料 居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。

(7) 法定代理受領サービス 法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。

(8) 基準該当居宅介護支援 法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(指定居宅介護支援事業者の要件)

第3条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

第2章 指定居宅介護支援の事業の基本方針

(基本方針)

第4条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日

常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

第3章 指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準

（従業者の員数）

第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であつて常勤であるものを置かなければならない。

2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

（管理者）

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- （1）管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
- （2）管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第4章 指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第7条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第21条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成される

ものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
 - (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
 - ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
 - (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 5 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

8 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに

当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

- 第12条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

- 第13条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

- 第14条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

- 第15条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

- 第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する

基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス（法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するた

めの最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。

- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。
- (13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

- (14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。
- (15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
- ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
- イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。
- (16) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- ア 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合
- イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- (17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。
- (18) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- (19) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に市長が定める回数以上の訪問介護（市長が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載

するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

- (2 1) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。
- (2 2) 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。
- (2 3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。
- (2 4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。
- (2 5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。
- (2 6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
- (2 7) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第 7 3 条第 2 項に規定する認定審査会意見又は法第 3 7 条第 1 項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（同条第 1 項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た

上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。

(28) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第17条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第18条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
 - (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。
- (管理者の責務)

第20条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- (運営規程)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 職員の職種、員数及び職務内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
 - (5) 通常の事業の実施地域
 - (6) その他運営に関する重要事項
- (勤務体制の確保)

第22条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。
- ただし、介護支援専門員の補助の業務についてはこの限りでない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機

会を確保しなければならない。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うように努めなければならない。

(設備及び備品等)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第26条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第27条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第28条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

- 2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第29条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第6項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第41条第1項に規定する指定居宅サービス又は法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第30条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第32条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備しておかなければならない。

(1) 第16条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

ア 居宅サービス計画

イ 第16条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第16条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第16条第15号に規定するモニタリングの結果の記録

(3) 第19条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

- 3 指定居宅介護支援事業者は、次の各号に掲げる記録の区分に応じ、その記録を当該

各号に定める期間保存しなければならない。

- (1) 居宅介護サービス計画費又は特例居宅介護サービス計画費（法第47条第1項に規定する特例居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）の額の算定の基礎となる記録であって、市長が定めるもの 指定居宅介護支援を提供した日から5年間
- (2) 前項各号に掲げる記録のうち、前号に掲げるもの以外のもの その完結の日から2年間

第5章 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第33条 第4条、第3章及び前章（第29条第6項及び第7項を除く。）の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第21条」とあるのは「第33条において準用する第21条」と、第13条第1項中「指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第16条第20号の規定については、平成30年10月1日から施行する。

(管理者に係る経過措置)

第2条 平成33年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第6条第1項に規定する管理者とすることが出来る。

理由 地域における医療及び介護の総合的な研修を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う介護保険法の一部改正により、指定居宅介護支援事業者の指定権限が県から移譲されるため、指定居宅介護支援事業に関する基準等を定める条例を制定するもの

議第15号

橿原市休日夜間応急診療所条例の一部改正について

橿原市休日夜間応急診療所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年3月5日提出

橿原市長 森下 豊

橿原市休日夜間応急診療所条例の一部を改正する条例

橿原市休日夜間応急診療所条例（昭和49年橿原市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表休日診療の項中「から同月4日まで、8月15日並びに12月30日及び31日」を「、1月3日、8月15日及び12月29日から同月31日まで」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

理由 橿原市休日夜間応急診療所の運営について、その診療日を見直すため、所要の改正を行うもの

議第16号

檀原市手数料徴収条例等の一部改正について

檀原市手数料徴収条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年3月5日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(檀原市手数料徴収条例の一部改正)

第1条 檀原市手数料徴収条例（平成12年檀原市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

別表第31の項中「用途地域」を「用途地域又は用途地域の指定のない区域内」に、「又は第12項ただし書」を「、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書」に改める。

(檀原市今井町伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の一部改正)

第2条 檀原市今井町伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例（平成5年檀原市条例第5号）の一部を次のように改正する。

本則中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

(檀原市風致地区条例の一部改正)

第3条 檀原市風致地区条例（平成24年檀原市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

理由 建築基準法、都市計画法等の一部改正により、用途地域への田園住居地域の追加、用字の整理等が行われたため、所要の改正を行うもの

議第17号

橿原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

橿原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年3月5日提出

橿原市長 森下 豊

橿原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

橿原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成14年橿原市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号中「第5条」を「第7条」に改め、同項第4号中「第6条又は第7条」を「第5条第1項、第6条、第8条又は第9条」に改め、同条を第13条とし、第10条を第12条とし、第9条を第11条とする。

第8条中「第5条」を「第7条」に改め、同条を第10条とする。

第7条第1項中「ウ欄」を「オ欄」に改め、同条を第9条とする。

第6条中「イ欄」を「エ欄」に改め、同条を第8条とする。

第5条第1項中「ア欄」を「ウ欄」に改め、同条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

（建築物の容積率の最高限度）

第5条 建築物の容積率は、別表第5に掲げる地区整備計画区域及び計画地区の区分に応じ、それぞれ同表ア欄に掲げる数値以下でなければならない。

2 前項の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、法第52条第1項の規定による建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積の例により算定する。

（建築物の建蔽率の最高限度）

第6条 建築物の建蔽率は、別表第5に掲げる地区整備計画区域及び計画地区の区分に応じ、それぞれ同表イ欄に掲げる数値以下でなければならない。

別表第1に次のように加える。

豊田町地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示する樺原市豊田町地区地区計画の区域内で地区整備計画が定められている区域
城殿町・栄和町地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示する樺原市城殿町・栄和町地区地区計画の区域内で地区整備計画が定められている区域

別表第2 樺原市五条野地区整備計画区域の部A地区の項中「別表第3（い）項に掲げる」を「建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第130条の3で定める」に改め、「身体障害者」を削り、「別表第3（ろ）項に掲げる」を「政令第130条の4で定める」に、「（は）項」を「（い）項」に改め、同部B地区及びC地区の項中「（に）項」を「（ろ）項」に改め、同表新堂町地区整備計画区域の部A地区（商工業ゾーン）の項中「、ダンスホール」を「（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項第2号の営業の用に供するものに限る。以下同じ。）」に改め、同部B地区（住環境共生ゾーン）の項中「、ダンスホール」を削り、同表に次のように加える。

豊田町地区整備 計画区域	次に掲げる建築物（風営法第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供するものは除く。）以外の建築物 （1）店舗、飲食店で、その床面積の合計が10,000平方メートル以下のもの （2）診療所 （3）学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 （4）自動車修理工場（作業場の床面積の合計が50平方メートル以下のものに限る。） （5）畜舎（床面積の合計が15平方メートル以下のものに限る。） （6）前各号の建築物に附属するもの（次のアからウまでに掲げるものを除く。） ア 自動車車庫で当該自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が当該敷地内にある建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計を超えるもの
-----------------	---

		イ 自動車車庫で3階以上の部分にあるもの ウ 別表第4に定める数量を超える危険物（同表に数量の定めのない場合にあっては、その数量を問わないものとし、地下貯蔵槽により貯蔵される第1石油類、アルコール類、第2石油類、第3石油類及び第4石油類を除く。）の貯蔵又は処理に供するもの
城殿町・栄和町 地区整備計画区域		次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 住宅（長屋、共同住宅、寄宿舎及び下宿は除く。以下同じ。） (2) 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のアからカに掲げる用途を兼ねる住宅（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。） ア 事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。） イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店 ウ 理髪店、美容院、クリーニング取次店その他これらに類するサービス業を営む店舗 エ 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。） オ 学習塾、華道教室、囲碁教室等その他これらに類する施設 カ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。） (3) 近隣に居住する者の利用に供するために設ける公民館及び集会所 (4) 巡査派出所 (5) 公園に設けられる公衆便所及び休憩所 (6) 前各号の建築物に附属するもの（次のアからエまでに掲げるものを除く。） ア 自動車車庫で当該自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にあ

		る建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積 （当該築造面積が50平方メートル以下である場合には、その値 を減じた値）を加えた値が600平方メートル（同一敷地内にあ る建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積 の合計が600平方メートル以下の場合においては、当該延べ面 積の合計）を超えるもの イ 自動車車庫で2階以上の部分にあるもの ウ 畜舎 エ 別表第4に定める数量を超える危険物（同表に数量の定めのない 場合にあつては、その数量を問わないものとし、地下貯蔵槽に より貯蔵される第1石油類、アルコール類、第2石油類、第3石 油類及び第4石油類を除く。）の貯蔵又は処理に供するもの
--	--	--

別表第3（い）の項及び（ろ）の項を削り、同表（は）の項中「第2石油類、第3石油類及び第4石油類並びに容量の合計が5万リットル以下の地下貯蔵槽により貯蔵される第1石油類及びアルコール類」を「第1石油類、アルコール類、第2石油類、第3石油類及び第4石油類」に改め、同項を同表（い）の項とし、同表（に）の項を同表（ろ）の項とする。

別表第5を次のように改める。

別表第5（第5条―第9条関係）

地区整備計画 区域		ア	イ	ウ	エ	オ
	計画 地区	建築物 の容積 率の最 高限度	建築物 の建蔽 率の最 高限度	建築物の敷地面 積の最低限度	壁面の位置の制限	建築物の高さの最高 限度
橿原市五 条野地区	A地 区			165平方メー トル		
整備計画 区域	B地 区			165平方メー トル	建築物の外壁又はこれに代 わる柱の面から道路（幅員1	10メートル

				6メートル以上の道路は除く。)の境界線までの距離は1メートル以上とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。 (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。 (3) 車庫	
C地区			165平方メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路(幅員16メートル以上の道路は除く。)の境界線までの距離は1メートル以上とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。	10メートル

					(2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。 (3) 車庫	
八木グリーンタウン地区整備計画区域				160平方メートル		10メートル
東坊城町地区整備計画区域					建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線までの距離は1メートル以上及び隣地境界線までの距離は50センチメートル以上とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。 (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内で	

					あること。	
豊田町地区整備計画区域		200%	60%	500平方メートル	敷地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は2メートルとする。ただし、八木グリーンタウン地区計画区域に隣接（道を挟む場合も含む。）する境界線までは3メートル以上とする。 道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は、次に掲げるとおりとする。 （1）中和幹線 3メートル （2）その他の道路 1メートル	12メートル ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは5メートルまでは当該建築物の高さに算入しない。この場合であっても当該建築物の高さと算入しない部分の高さの和が15メートルを超えないこと。
城殿町・栄和町地区整備計画区域		80%	50%	165平方メートル ただし、次の各号に掲げる建築物の敷地について、この限りでない。 （1）巡査派出所	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は1メートル以上とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 （1）外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下である	10メートル

				(2) 公園に設 けられる公 衆便所及び 休憩所、公 民館	こと。 (2) 物置その他これに類す る用途に供し、軒の高さ が2. 3メートル以下 で、かつ、床面積の合計 が5平方メートル以内で あること。 (3) 車庫	
--	--	--	--	---	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 豊田町地区地区計画及び城殿町・栄和町地区地区計画の都市計画決定に伴い、建築基準法に基づく条例による当該区域内の建築物への制限を行うため、及び建築基準法等の一部改正による各基準の変更に対応するため、所要の改正を行うもの

議第18号

檀原市公園条例の一部改正について

檀原市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年3月5日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市公園条例の一部を改正する条例

檀原市公園条例（平成17年檀原市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条の3中「10平方メートル」の次に「（都市緑地法（昭和48年法律第72号）第55条第1項若しくは第2項の規定による市民緑地契約又は同法第63条に規定する認定計画に係る市民緑地（以下この条において「市民緑地」という。）が存するときは、10平方メートルから当該市民緑地の住民1人当たりの敷地面積を控除して得た面積）」を、「5平方メートル」の次に「（当該市街地に市民緑地が存するときは、5平方メートルから当該市民緑地の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積を控除して得た面積）」を加える。

第2条の6第5項中「前4項」を「前5項」に改め、同項を第6項とする。

第2条の6第4項の次に次の1項を加える。

5 政令第6条第6項に規定する場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、政令第6条第6項に規定する公募対象公園施設である建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

第2条の6の次に次の1条を加える。

（公園施設に関する制限）

第2条の7 政令第8条第1項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 都市公園法施行令等の改正により、住民1人当たりの都市公園の面積の基準等が改められたため、所要の改正を行うもの

議第19号

檀原市上水道給水条例の一部改正について

檀原市上水道給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年3月5日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市上水道給水条例の一部を改正する条例

檀原市上水道給水条例（昭和36年檀原市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第34条第2項中「復旧工事に要した費用の」を「修理費、損失水費その他の復旧に要する費用及び損傷等を原因とする損害に係る」に改める。

第42条中「及ぼした者は、管理者が特別な理由があると認めるほか、その復旧工事に要した費用を負担しなければならない。」を「与えた者は、修理費、損失水費その他の復旧に要する費用及び損傷等を原因とする損害について負担しなければならない。ただし、管理者が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の檀原市上水道給水条例第34条第2項及び第42条の規定は、この条例の施行の日以後に生じた水道施設又は給水装置の損傷等の原因について適用し、同日前に生じた水道施設又は給水装置の損傷等の原因については、なお従前の例による。

理由 水道施設又は給水装置に対して損傷等の原因を与えた者の、復旧の費用や損害に係る負担について、見直しを行うため、所要の改正を行うもの